

議 長 日程第5「議案第3号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第3号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設され、任用、服務規律等の整備が図られるとともに、特別職及び臨時的任用職員の適正な運用に向け、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第3号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

この条例は、会計年度任用職員制度の創設に伴いまして、関係条例の一部改正を一括で行う条例改正でございます。

それでは、それぞれの条例の改正内容について説明をさせていただきますので、6枚おめくりいただき、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

初めに1ページ、第1条関係でございますが、松田町職員定数条例の一部改正でございます。第1条の定義です。職員の定義を規定しておりますけれども、臨時の職員の定義を法改正に基づきまして改正するものでございます。

次に、第2条関係でございます。松田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございますが、第3条第1項の「こえない」を「超えない」と漢字表記とします。

次のページになります。休職の効果の休職の期間につきましては、会計年度任用職員に対しましては、3年を超えない範囲内とあるのは、法第22条の2第2項の規定に基づき、任命権者が定める任期の範囲内に読みかえて適用する規定を第4項として新たに追加いたします。

次に、第3条関係でございます。松田町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございますが、第3条の減給の効果の減給額については、パート

タイム会計年度任用職員についてはその対象を報酬とし、職員の給与条例に規定する特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当に相当する額を除き、報酬から減ずるという規定を追加するものでございます。

次に、第4条関係の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正でございます。職員のサービスの宣誓につきましては、任命権者の面前において行う規定でございますけれども、会計年度任用職員については、別に定める規定を第2条第2項として追加するものでございます。

次に、第5条関係でございますが、松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。第20条非常勤職員の勤務時間、休暇等ですね、見出し。非常勤職員を会計年度任用職員とし、再任用職員を除く非常勤職員。この非常勤職員には、会計年度任用職員が含まれてございます。の勤務時間及び休暇等に関し、必要な事項はその職務の性質等を考慮して、規則で定める規定を追加するものでございます。

次に、第6条関係でございます。松田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第2条の育児休暇をすることができない職員の規定におきまして、第4号のイ、次条を第2条の3に改正するものですが、引用条項のずれによる改正でございます。

第2条の2、次のページをお願いいたします。これは接続詞の改正で、「に」を「の」に改正するものでございます。第3条2号イにおいて「裁判」を「審判」に改正するものですが、これは総務省の改正に倣い、改正を行うものでございます。

5ページをごらんください。第7条、育児休業をしている職員の期末手当の支給及び第8条、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整の規定におきまして、会計年度任用職員をそれぞれ除外しております。また、第21条では、部分休業をしている職員の給与の取り扱い。第1項に会計年度任用職員を除く規定を追加し、第2項として会計年度任用職員について、次の6ページをお願いいたします。(1)号にパートタイム会計年度任用職員を、2号にフルタイム会計年度任用職員を規定するものでございます。

次のページをお願いいたします。第7条関係、松田町職員の公益的法人等への

派遣等に関する条例の一部改正です。第2条の職員の派遣ですが、第2項の各号は、公益法人等へ派遣をできない職員を規定してございますが、第3号において、地方公務員法の改正により、第22条第1項に規定していた条件付採用が第22条として独立した規定となったことにより、第22条第1項を第22条とし、また条件付採用の「付」の字を改めるものでございます。

次に第8条関係でございます。松田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。第3条の報告事項でございますが、任命権者が報告しなければならない対象となる職員として、法第22条の2第1項、第2項に掲げる職員、フルタイム会計年度任用職員を加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。第9条関係でございます。松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。第1条におきまして、非常勤の特別職を規定してございますが、地方公務員法を根拠としない非常勤特別職を削除するものでございます。19、入居者選考委員。23、松田町交通指導隊員。24、行政協力委員。25、環境美化推進委員。27、青少年指導員。31、学校教育指導員。32、社会教育指導員を削除するものでございます。よって、各号を繰り上げる改正を行います。また、9ページから13ページにかけては、別表第1、別表第2から、同様に削除を行うものでございます。

次に、13ページの第10条関係でございます。松田町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第21条の3、常勤を要しない職員の給与を会計年度任用職員の給与とし、その給料及び報酬については別に条例で定めることといたしました。

次に、13ページの第11条関係でございます。松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。第3条の2を新設し、会計年度任用の現業職員を追加するものでございます。

14ページをお願いいたします。第12条関係、松田町職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。第2条の用語の定義におきまして、この条例における何級の職務という場合、会計年度任用職員は職員給与条例の給料表の1級または2級の職務に位置づける規定を加えるものでございます。

次に、第13条関係、松田町企業職員の給与及び種類及び基準に関する条例の一

部改正でございますが、第2条の給与の種類及び基準に、企業職員の給与の種類及び基準について準用する規定について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を加えるものとするものでございます。

次に、第14条関係ですが、松田町町営住宅条例の一部改正でございます。この条例に位置づけられていた町営住宅管理人を削除するものでございます。改正条例の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、議案の最初のページにお戻りいただき、9ページをごらんいただきたいと思っております。附則になります。この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 第9条関係ですけれどもね、第1条ということで、入居選考委員会から何点か、社会教育指導員まで、これ削るということになります。これは今まで報酬か費用弁償ということになってましたけれども、この例えば行政協力員とかというのは、今度は会計年度任用職員ということで、私人ということになるような言葉がね、ずっとあると思われまして。そうした場合、今までありました報酬とか費用弁償もなくなっちゃうんですか。その辺の関係を2点、お伺いしたいと思います。私人になったところのね、その扱い方と、それから費用弁償とかはどういうふうになるのでしょうかということで、よろしく願います。

参事兼総務課長 お答えさせていただきます。先ほどの交通指導隊の条例と全く同じ考え方でございまして、地方公務員法の非常勤特別職の位置づけにならないものについては、私人という考え方になろうかと思っております。

それと、今まで報酬ということでお支払いしていた部分につきましては、交通指導隊のほうは条例規定がございましてけれども、行政協力員以下、環境美化推進委員を含めましてですね、ここに出てきます、削除する部分については規則規定でございまして、規則の中で報酬は報償、旅費については費用弁償という形で、これは全く交通指導隊のほうで改正した内容と同じような状況で、規則改正を行っていく予定でございます。

11番 寺 嶋 また、委員会なので、細部はまた委員会でお聞きします。終わります。

10番 齋 藤 今回の関連してますけれども。まず、じゃあ外される人たちはボランティアという認識の中において進めていかれますけど。今言われた、例えば行政協力員さんたちって、かなりな町からのいろいろなものの依頼をされてると思うんですよ。その辺のですね、取り扱いですね。今、規則等でやられるということですよ。規則をつくるには、後ろ盾としては、やっぱり条例が必要なのかなとは思ってますけれども。その辺は、例えば、行政協力員さんたちの条例みたいなものを設置するというようなお考えはないんでしょうかね。そういうことをしていかないと、ちょっとモチベーションが下がってしまうと、なかなか町から何でも頼まれて、今、人が少ないですので、すごく大変な作業だったと思うんですよ。その辺の対応も少ししてあげることがいいのかなとは思ってますけど、いかがでしょうか。

参事兼総務課長 お答えさせていただきます。今、現状ですね、行政協力員さんにつきましては、規則規定で現行規則がございます。その中で位置付けを今まで行ってきたわけですよけれども、その部分が私人という関係…法律上、私人という関係になります。ですので、先ほど申しましたとおり、報酬を報償というような形で、金額はこれまでと同等ですよけれども。やはり、町とですね、行政協力員さんというのは関係が深い。一番身近なところでございますし、その関係性はこれまでと全く同じ考え方でおりますので、規則でしっかりと位置付けをさせていただきたいというふうに考えてございます。

10番 齋 藤 それはわかりましたけど、規則というのは、つくったらどこか知らせる部分って町民が見れるんですかね。そういう部分ってありますか。規則というのは、多分、執行者側が条例のもとでつくっていかれるものだと思うんですよ。その辺、町民がどういうふうに認識するのかとか、そういったこと。ですので、本来なら本当は条例的なものをつくられたほうがベターかなとは思ってますけれども。その辺がない。例えば執行部がかわったと。そしたら、その条例はなくすことができるんですよ。ですので、ある程度、身分保障というようなものでは、やっぱり条例で位置づけるというのが一番いいのかなとは思ってますけど。いかがなものでしょうか。

参事兼総務課長　　まず、町民に知らせるべき部分ということですが。今、規則というのはこれまでもございますので、ホームページ上にですね、町の例規集を確認できるようになってますので、その中で条例・規則は確認はできますので、そこは周知できてるかなというふうに思いますし。今後、位置づけという意味で、身分という部分でいけばですね、これまであります規則の中で、先ほど申しましたように、しっかり位置づけをさせていただいて、これまでと同様の協力関係は築いていきたいというふうに考えてございますので、先ほど申しましたように、しっかりと規則の中で位置づけをさせていただきたいというふうに思っております。

10番 齋藤　　わかりました。その辺少し考慮しながら…これ付託になるんですよね。その辺を委員さんはちょっと考えながら御検討いただければと思いますので、これで終わります。

議　　長　　ほかにございますか。

この辺で、質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております本案につきましては、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。